進路だより

県立向の岡工業高等学校 定時制総合学科 学習支援グループ 令和2年9月30日発行(第169号)

Classroomでも配信しています。

【全年次】

県内労働者の最低賃金 1,012 円へ

現行より1円アップ 令和2年10月1日(木)から発効

9月1日、神奈川労働局は、神奈川地方最低賃金審議会の答申を受け、神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)を現行の時間額1,011円から1円引き上げて1,012円に改正することに決定しました。改正後の神奈川県最低賃金は、令和2年10月1日から発効します。

神奈川県の最低賃金は昨年度まで、4年連続で毎年20円を上回るペースでアップし続けてきました。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経済へ大きな影響もあり、引き上げ率は対前年比0.1%増の1円アップにとどまりました。

最低賃金制度

最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、雇用主はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとしている制度です。

雇用主が最低賃金以下で労働者を働かせることは明確な法律違反であり、50万円以下 の罰金に処せられます。

アルバイトの注意点 その2 (「進路だより 163 号」続編)

1 あなたの時給は最低賃金以上でしょうか?

今回の最低賃金アップに伴い、これまで最低賃金で働いてきた方は、雇用主が1円以上時給を引き上げなければなりません。「たかが1円」と考えず、給与明細をしっかりと確認しましょう。また、「給与明細をしっかりと見る」ということは、自分の勤務時間が正確に記載されているのか、給与計算は間違えていないのかといった確認にもなります。

以前、本校生徒で「給与明細をよく見たら最低賃金を下回っていた」ということがありました。原因は最低賃金の引き上げに合わせて、アルバイトの時給を引き上げる必要がありますが、雇用主が忘れていたとのことでした。

2 最低賃金がアップしているからフリーターでも大丈夫?

最低賃金のアップは、アルバイトをしている高校生の皆さんにとって喜ばしいことです。しかし、「卒業後もアルバイトでいい」という判断については、慎重になるべきだと思います。その主な理由を①~③で説明します。

①雇用・賃金等の安定性に課題がある

アルバイトは会社の経営が厳しくなった場合、解雇される可能性が高いのが特徴です。その点、正社員の解雇は会社にとってはハードルが高く、雇用の安定性を考えると 有利であるといえます。

また、正社員の場合には賃金や手当の保証が手厚い傾向もあります。今年の4月には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による政府の緊急事態宣言の影響で、多くの企業が休業しました。本校の卒業生が就職した企業(接客サービス系)でも2か月にわたって自宅待機が命じられたそうです。法律上、会社の都合で休業とした場合「平均賃金の6割以上の休業手当を支払う」ことになっていますが、その卒業生が働く職場では休業期間中も満額の賃金が支給されていたとのことです。

②「経験者」として正当に評価されない可能性がある

正社員になると、会社の仕事内容の深い部分までかかわるチャンス増えます。その過程では仕事上の様々な経験ができ、たとえ転職の必要が生じた場合でも何年か仕事をしていれば「経験者」として扱われます。しかし、アルバイトの場合、長期にわたって仕事をしていて、その経歴を職歴欄に記載しても「経験者」として正当に評価されないケースが目立ちます。

③正社員が賃金以外に得られる報酬

多くの企業が、賃金以外に「福利厚生」などの金銭以外の報酬があります。

例えば「厚生年金」や「健康保険」は掛け金の半分は労働者が負担しますが、残り半分は雇用主が負担してくれます。また、「家賃補助」「子育て支援」「資格取得補助」「福利厚生施設の利用」「社員旅行」など、企業によって内容は異なりますが、労働者の労働意欲を向上させる様々な取り組みがあります。

「高卒正社員の初任給が"フルタイムでアルバイトした場合"とあまり変わらないからアルバイトでいい」という考え方の落とし穴はここにあります。